第一次取りまとめ 修正箇所一覧

第3章 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則		
該当箇所	修正前	修正後
P17	「今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に	「今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、経営状態はますます厳
1 (2) ラジオを取り巻	経営状態はますます厳しくなると考えられる。特に~」	しくなると考えられる。特に~」
く環境 ②経営状況	「総じて言えば、ラジオの経営状況は、現状、先行きの見通	「総じて言えば、ラジオの経営状況は、現状、先行きの見通しとも
	しともに、 <u>中短波を中心に</u> 極めて厳しい状況にあり~」	に、極めて厳しい状況にあり~」
		※「中短波を中心に」という文言を削除。
P25	「特例措置の要否を判断するに当たっては、事業者の具体的	「特例措置の要否を判断するに当たっては、事業者の具体的ニーズ
2(3) 具体的な見直し	ニーズの有無を踏まえる必要があるところ、 今後パブリック	の有無を踏まえる必要があるところ、 <u>取りまとめに先立ち実施した</u>
の方向性	コメント等において上記措置へのニーズがないことが明ら	パブリックコメントにおいては、上記措置について多くの事業者等
ア 議決権保有規制	かとなった場合には、当該措置の実施は見送ることとし、他	<u>から賛成意見が寄せられたところである。</u> 」
(ii)切迫した経営上	にどのような制度改正が考えられるかについて、引き続き慎	※パブリックコメントの結果を踏まえて修正。
の課題への対応	重に検討することが適当である。」	
P26	「特例措置の要否を判断するに当たっては、事業者の具体的	「特例措置の要否を判断するに当たっては、事業者の具体的ニーズ
2(3) 具体的な見直し	ニーズの有無を踏まえる必要があるところ、 今後パブリック	の有無を踏まえる必要があるところ、 <u>取りまとめに先立ち実施した</u>
の方向性	コメント等において上記措置へのニーズがないことが明ら	パブリックコメントにおいては、上記措置について多くの事業者等
イ 役員兼任規制	かとなった場合には、当該措置の実施は見送ることとし、他	<u>から賛成意見が寄せられたところである。</u> 」
(i)切迫した経営上	にどのような制度改正が考えられるかについて、引き続き慎	※パブリックコメントの結果を踏まえて修正。
の課題への対応	重に検討することが適当である。」	
P31	「「民間放送を取り巻く環境」で概観したとおり、ラジオの	「「民間放送を取り巻く環境」で概観したとおり、ラジオの経営状況
2(3) 具体的な見直し	経営状況は、現状、先行き見通しとも、中短波を中心に 極	は、現状、先行き見通しとも、極めて厳しい状況にあり、~」
の方向性	めて厳しい状況にあり、~」	※「中短波を中心に」という文言を削除。
カ ラジオを巡る状況		
への対応		
②見直しの方向性		

第 4 章 NHK のインターネット活用業務		
該当箇所	修正前	修正後
P39	※第一次取りまとめ案のパブリックコメント結果を反映※	「取りまとめに先立ち実施したパブリックコメントにおいては、N
3(1)利害関係者等の		HKがハイブリッドキャスト等に関して先導的役割を果たすべきと
意見		の意見や、ラジオ放送に係るインターネット活用を押し進めるべき
イ 国民・視聴者の意		といった、N H K がインターネットを活用して新たな業務を実施し
見		ていくことについて肯定的な意見がある一方で、NHK のインターネ
		ット活用業務について、受信料収入を利用して業務範囲を拡大する
		<u>ことに反対する意見も寄せられた。」</u>
		※パブリックコメントの結果を踏まえて修正。
P40	「インターネット活用業務も含めた放送以外の個別の業務	「 <u>インターネット活用業務について</u> 、NHKが任意業務として実施
3 (2) NHK の要望事項に	<u>について</u> 、NHKが任意業務として実施し得るか否かにつ	し得るか否かについては、以下の3つの基準に従うことが適当であ
対する考え方	いては、以下の3つの基準に従うことが適当である。」	る 。」
ア 基本的な考え方		※「も含めた放送以外の個別の業務」の文言を削除。
P40	「公共放送であるNHKが実施しうるインターネット活用	「公共放送であるNHKが実施しうるインターネット活用業務は、
3 (2) NHK の要望事項に	業務は、NHKと民間放送の二元体制の中で公共放送の役割	NHKと民間放送の二元体制の中で公共放送の役割として実施すべ
対する考え方	として実施すべき業務であることが求められると考えられ	き業務であることが求められると考えられる。具体的には、国際放
ア 基本的な考え方	る。具体的には、国際放送や大規模災害時の報道など、民間	送や大規模災害時の報道など、民間放送事業者が実施していないも
(i)公共性が認めら	放送事業者が実施していないものや充実した報道体制を有	のや充実した報道体制を有する公共放送として当然に実施すべきも
れること	する公共放送として当然に実施すべきものに該当するか 否	のに該当するか 否かといった視点で検証 する必要がある。」
	<u>かを検証</u> する必要がある。」	※下線部分の文言を追加し、例示であることを明確化。